

～ 沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動 ～

草の根ニュース

基地と主権侵害なくす憲法9条実現政府のために

■本部(東京) : 〒150-0042
東京都渋谷区宇田川町 19-5 山手マンション 1001

■電話・ファックス : 03-3461-5758 090-4175-2010(平山基生)

■メール : kusanone@world.ocn.ne.jp

■ホームページ : http://www.kusanone.org

■郵便振替口座: 00190-5-611535 沖縄・日本から米軍基地をなくす
草の根運動
あなたも3人からの基礎組織 NOBASE 草の根の会を全国に作りましょう！

草の根運動2020総会、東京で2月23日24日に 稲嶺進氏（オール沖縄共同代表）との「沖縄建白書」実行政府 樹立での一致を実現するため一草の根運動運営委員会が決定 5野党・会派の党首合意＝共通政策第4項「沖縄辺野古米軍新基地建設の即時中止と普天間基地の 早期返還・撤去実現」に、オスプレイ撤去を補足充実を

（写真）草の根運動共同代表らとオール沖縄会議稲嶺進さん＝2019年8月20日、名護市の稲嶺進事務所

2019年9月30日午後、沖縄日本から米軍基地をなくす草の根運動は、運営委員会を開き、2020年総会を、2月22日23日に東京で開催することを決めました。会場は、使用申し込みが2か月前であるため、12月23日に決定する予定です。議題は、本年2月総会で決定した、全基地撤去を実現するためそのための政府樹立を掲げること、「米軍基地をなくす草の根運動」自身が、平和運動と深くかかわりつつも独立主権を回復する運動として基地撤去の個人加盟の全国単一市民団体（組織）への発展を目指すことを具体化する方針を決める予定です。

8月にオール沖縄会議の稲嶺進前名護市長と面会し歓談し、沖縄建白書を実行する市民と野党の共闘の政権樹立へ向けて、米軍基地をなくす草の根運動運営委員会は運動を開始することを決め、そのための署名運動案を作成したことを報告しました。このような「ありがたいことです。建白書を実行する政府樹立」について、稲嶺さんは、「オール沖縄会議は、島ぐるみ会



草の根運動共同代表らとオール沖縄会議稲嶺進さん＝2019年8月20日、名護市の稲嶺進事務所

『沖縄建白書を実現し未来を拓く島ぐるみ会議』という名称の個人加盟団体と一緒にですから、完全に一致します。」と述べ強い賛意を述べました。辺野古新基地工事を中止させる最も確実な道が、安倍政権を退陣させて、沖縄建白書を実行する市民と野党の共闘政府を作ることであることでも意見の一致を見ました。

稲嶺さんは、島ぐるみ会議が、辺野古座り込みを支えていること、個人加盟で県内での人数は万を超えることも付け加えました。ただ、市町村の島ぐるみ会議を県全体でまとめてはいないことも語られました。

目 次	
草の根運動共同代表ら稲嶺進氏（オール沖縄共同代表）と会見	1 ページ
〔報告〕 7.30 草の根運動運営委員会開かれる	3 ページ
〔重要参考資料〕 沖縄建白書	5 ページ
〔提案〕 沖縄建白書を実現する政府樹立請願署名（案）	6 ページ
参議院選挙で考えたこと	岡山 博 8 ページ
〔詩〕 時空識失調の面々	中正勇 10 ページ
市民連合と 5 野党・会派の「共通政策」から	11 ページ
〔解説〕 野党共通政策第 4 項で「沖縄建白書」と同趣旨を採用	11 ページ
基地マップ 2 万部増刷を決定	12 ページ
平和散歩 in 横須賀軍港巡り	保育ユニオン 荒井道江 13 ページ
〔「しんぶん赤旗」基地関連注目記事〕 トランプ氏「安保条約の破棄検討」	14 ページ
	横田基地オスプレイ 15 ページ
〔詩〕 黄薔薇	あ・け・み 15 ページ
基地引き取ることなんてこんな運動は絶対にするべきではない赤嶺政賢衆議院議員	16 ページ
アメリカ軍を立川から追い出した立川市民	砂川闘争その後 島田 清作 17 ページ
10 月 2 日 国賠訴訟第 2 回公判 開廷	19 ページ
砂川国家賠償裁判 第 2 回口頭弁論 (10/2) 傍聴を!	19 ページ
〔参考資料 (再再再録)〕 砂川事件第一審東京地方裁判所判決	21 ページ
読者の声 編集後記	24 ページ

「沖縄基地本土引き受け」退け

き取り」という運動には賛成できないことも表

草の根運動共同代表が、新潟での基地引き取り運動の集会で稲嶺進さんが「沖縄基地本土引

明されたことに感謝を述べると、基地引き取り運動には賛成できないことを表明されました。

日米地位協定の改正を訴える

沖縄革新懇代表世話人 仲山忠克（弁護士）

沖縄革新懇代表世話人の仲山忠克です。私は、日米地位協定の改正問題について発言します。

権が保障されないことは、世界史の証明を待つまでもなく、米軍基地の集中する沖縄や神奈川における米軍犯罪の多発さが、それを証明しているのです。



沖縄県民の総意を無視して、辺野古新基地建設を強行する。民主主義よりも軍事が優先する。これが沖縄で展開されている我が国の現実です。その軍事力存在の法的根拠が日米安保条約です。そうであれば、民主主義破壊は沖縄に留まりません。沖縄は軍事化の進行する我が国の未来図を暗示し、全国民への先行的警鐘だと理解すべきです。そのような安保体制を根底から支えているのが、日米地位協定です。

地位協定全文を貫く原理は、米軍の軍事優先です。その中でも、米軍にとっての「死活的利益」は、基地管理権と刑事裁判権であるといわれています。

昨年 7 月、全国知事会が「日米地位協定の根本的見直し」を提言しました。安保容認派においても、地位協定の不条理さが認識されたからに他なりません。

基地管理権は排他的管理権となって、米軍基地、米軍及び米兵等の米軍関係者に我が国の国内法の適用を原則として排除しています。米軍の活動は、国内法に拘束されることなく治外法権下にあり、原則として自由放任です。それ故

不条理の根本は何か。我が国の国家主権の侵害であり、それが必然的にもたらす国民の人権侵害です。国家主権の確立しない国の国民の人

に米軍にとって死活的利益なのです。

そのことから、米軍基地内への立入は禁止され、環境汚染は制止出来ず、米軍犯罪の捜査は困難となっています。航空法の適用除外は、米軍飛行場につきクリアゾーンの設定や周辺建造物の高度制限をいずれも不要とし、低空飛行を許容しています。その結果、国民は爆音に悩まされ、米軍機事故により生命身体の危険に日常的に晒されています。国民の平和的生存権侵害の元凶が日米地位協定だといえるのです。NATO諸国の地位協定が受入国の法令を米軍に適用しているのと大違いです。

刑事裁判権は、属地主義という刑法の原則を排除し、米軍が日本の裁判権に服するのは、公務外犯罪のみであり、公務中犯罪には原則及びません。しかも公務外犯罪につき、「著しく重要と考えられる事件」以外は日本側は裁判権を行使しないという、日米間の密約があります。米軍犯罪の法的規則は事実上なきに等しい状態であり、それがまた続発を招いているのです。

米兵犯罪は、殺人マシン化した軍隊の本質に根ざす構造的なものであり、不可避免的に多発します。いちいち処罰しては軍隊の機能は維持できないことから、不処罰の確保は米軍にとって死活的利益となるのです。

このような不条理、不平等な地位協定の抜本的改正を求めることは、独立した主権国家として、またその国民として、当然の要求であります。問題は改正を論じる視点です。

我が国には、憲法を最高法規とする憲法体系と日米安保条約を最上位とする安保法体系が併在しています。憲法体系が「武力によらない平和」を構想するのに対して、安保法体系は日米

軍事同盟を基調とする「武力による平和」です。両者はその理念を真逆とする対立概念であり、我が国の戦後史はその対立と相克の歴史であると言っても過言ではないのです。地位協定は安保条約の運用を具体化する下位法であり、その軍事優先性は日米軍事同盟に由来しているのです。

国家統治は憲法に基づいてなされます。これが立憲主義であり、近現代国家の統治の原則です。この立憲主義の観点から言えば、憲法体制の確立こそが肝要であって、安保体制は打破されなければなりません。4年前に成立した安保法制(戦争法)のみが立憲主義の破壊ではなく、その源流は日米安保条約そのものにあります。

地位協定改正問題もその視点から検討されるべきです。その視点こそが安保容認派が圧倒的多数となっている国民意識を変革しうる契機となるのです。「日米同盟を盤石にするために」改正が必要との言説がありますが、立憲主義を欠落させた見解だと言わざるをえません。

日米地位協定の改正は、安保体制打破へ向かう過程でなされるべき過渡的な弥縫策といえるものでありますが、国家主権の確立、人権尊重、民主主義の形成にとってより良く寄与をするものとして不可欠な課題です。それは安保体制の弱体化に繋がり、安倍暴走政権の戦争する国づくりへの阻止力ともなりうるものです。

今こそ、日米安保体制の本質を暴き、その基盤となっている日米地位協定の抜本的改正に向けて広範囲な国民世論を巻き起こすことが重要です。全国の革新懇の皆様が、その先頭に立って奮闘していただくことを、心から訴えます。

〔報告〕 9.30 草の根運動運営委員会開かれる

2019年7月30日、渋谷の山手マンションにある草の根運動事務局において米軍基地をなくす草の根運動運営委員会が開かれました。参加された運営委員は総勢10名。新潟や仙台、大阪、福島など全国各地から委員の皆様が参加してくださいました。

委員会ではまず委員の皆様から先に行われた参議院選挙について、委員の皆様が居住地域の選挙区を中心に分析と総括をしていただきました。

次に、委員会では草の根運動の財政について討議が行われました。その結果、今後事務局が

「この条約が十年間効力を存続した後〔注 1970 年 6 月 24 日以降〕は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。」(日米基地条約〔「安保」〕第 10 条より) 活用を！
各月ごとにおける運動の収支を文書にまとめて 際に印刷会社に作ってもらった見積書をもとに
運営委員に公表し委員会とその文書について討 運動の資力に照らして雑誌の発行が可能なのかが
議することが決まりました。 真剣に討議されました。その結果、発行はでき
れば年内を目指しつつもそれができなければ

また委員の一人からは運営委員会で会計の担当者による報告が行われてもよいのではないかという意見や総会においてもっと会計報告を充実させるべきではないかという意見が出されました。

これに続いて会では雑誌の発行について討議されました。討議の中では雑誌発行に向けて実

その後、懇親会では運営委員の皆様が参議院選挙の話を中心に歓談の時を過ごしました。
今回遠路はるばる運営委員会に参加してくださった委員の皆様には感謝御礼申し上げます

「基地をなくすための雑誌」創刊の準備始まる

この度、7月30日の運営委員会において私たち草の根運動が主体となって理論誌を創刊することが承認されました。発行の時期については未定ですが、先ず年内の創刊号の発行を目指し、半年ごとに新刊を発行する予定です。現在時点では印刷にかかるコストなど様々な困難がありますが、現代日本において米軍基地撤去を主題にした雑誌を刊行することの意義は非常に大きいと私共は確信しています。どうぞご期待ください！

日本全国で『[横田空域 日米合同委員会で作られた空の壁](#)』（吉田敏浩著）の読書会を開きましょう

あなたも、ぜひご参加を！

『[横田空域 日米合同委員会で作られた空の壁](#)』（吉田敏浩著）(角川新書) 学習会へ
と き 2019年9月30日(月) 4-7 時内の30分
ところ 草の根運動事務所(東京都渋谷区宇田川町19-5 山手マンション1001、
☎090-4175-2010)

テキスト『[横田空域](#)』（吉田敏浩著）第2章後半

報告者 平山 基生(米軍基地をなくす草の根運動 共同代表・事務局長)



新基地建設反対名護共同センターニュース

「新基地阻止！」安倍政権へ怒りの審判 高良氏大差で当選、改憲阻止の先頭に



「当選」にカチャーシーで喜びあう高良氏（中央）ら「オール沖縄」の人々

21日午後8時、複数のテレビ局が「高良鉄美氏当選」と報じた。開票を見守っていた那覇市内の会場には高良氏夫妻、国選連河本部長、テニノ知事、沖縄県議選員など国選議員・地方議員などが勢ぞろいし、「やったー」などと歓喜と拍手が響き渡りました。高良氏は「この1年間で4度も民意を示した意義は大きい。この民意をバックに国会で議案に挑みたい」と抱負を述べました。テニノ知事は「県民の民意がまたも示されました。憲法字面を固守に送りだし心残り」と話しました。赤嶺政経先任議員などオール沖縄の国会議員らと握手を交わし合い、喜びと新たなたたかひへの決意を共有しました。

平和と自然愛するウチナーンチュの心示す

「辺野古ノー」と国会で訴えたい
高良さん テント村で報告とお礼



当選から一夜明けた22日、高良鉄美さんはキャンプ・ショウブフラグメント前テント村を訪問、抗議活動をしてきた市民約60人を前に当選の報告とお礼の挨拶をしました。高良さんは「辺野古にいううちなーんちゅの民意で当選できた。国玉の場で辺野古の現状を訴えられるよう、辺野古はノーと訴えたい」と表明。市民はタカココールと指笛や拍手で応え、握手めで盛り上がりました。辺野古住民の金城政政さん(62)は「高良さんの勝利で、平和と自然愛するウチナーンチュの心が示された」と話していました。

民意を「ごぼう抜き」、参院選翌日も辺野古工事強行

政府は選挙翌日の22日も、キャンプ・ショウブフラグメント前から土砂搬入などを強行しました。ゲート前での昼の座り込みにも伊波洋一参院議員も参加しましたが、機動隊は伊波氏を含む市民をごぼう抜きしました。県民は「選挙で示された民意を尊重しろ!」「民主主義を守れ」と抗議の声を上げました。



ごぼう抜きされる伊波参院議員や市民

不屈館からのお知らせ 沖縄の戦後史講演会

- 日時：8月3日(土) 10時～12時
 - 場所：不屈館
 - 講師：平良宗潤氏
(不屈館運営委員長、黒瀬教協委員長)
- 申し込み不要、どなたでも歓迎。
問い合わせ先・不屈館
〒900-0031 那覇市若狭2丁目21-5
☎098-943-8374 Fax098-943-8375

カメジロー「不屈の生涯」ロードショー



「米軍が最も恐れた男
その名はカメジロー」
から2年！続編が完成
8月17日(土)より
沖縄先行ロードショー
那覇・桜坂劇場にて
前売特別鑑賞券
絶賛発売中¥1200
(当日一般¥1700)
各プレイガイドや共同センターで取っています。

「この条約が十年間効力を存続した後〔注 1970 年 6 月 24 日以降〕は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。」（日米基地条約〔「安保」〕第 10 条より）活用を！

重要参考資料

内閣総理大臣

安倍晋三 殿

建白書

我々は、2012 年 9 月 9 日、日米両政府による垂直離着陸輸送機 MV22 オスプレイの強行配備に対し、怒りを込めて抗議し、その撤回を求めるため、10 万余の県民が結集して「オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会」を開催した。

にもかかわらず、日米両政府は、沖縄県民の総意を踏みにじり、県民大会からわずかひと月も経たない 10 月 1 日、オスプレイを強行配備した。

沖縄は、米軍基地の存在ゆえに幾多の基地被害をこうむり、1972 年の復帰後だけでも、米軍人等の刑法犯罪件数が 6,000 件近くに上る。

沖縄県民は、米軍による事件・事故、騒音被害が後を絶たない状況であることを機会あるごとに申し上げ、政府も熟知しているはずである。

とくに米軍普天間基地は市街地の真ん中に居座り続け、県民の生命・財産を脅かしている世界一危険な飛行場であり、日米両政府もそのことを認識しているはずである。

このような危険な飛行場に、開発段階から事故を繰り返し、多数にのぼる死者をだしている危険なオスプレイを配備することは、沖縄県民に対する「差別」以外なものでもない。現に米本国やハワイにおいては、騒音に対する住民への考慮などにより訓練が中止されている。

沖縄ではすでに、配備された 10 月から 11 月の 2 ヶ月間の県・市町村による監視において 300 件超の安全確保違反が目視されている。日米合意は早くも破綻していると言わざるを得ない。

その上、普天間基地に今年 7 月までに米軍計画による残り 12 機の配備を行い、さらには 2014 年から 2016 年にかけて米空軍嘉手納基地に特殊作戦用離着陸輸送機 CV22 オスプレイの配備が明らかになった。言語道断である。

オスプレイが沖縄に配備された昨年は、いみじくも祖国日本に復帰して 40 年目という節目の年であった。古来琉球から息づく歴史、文化を継承しつつも、また私たちは日本の一員としてこの国の発展を共に願ってもきた。

この復帰 40 年目の沖縄で、米軍はいまだ占領地でもあるかのごとく傍若無人に振る舞っている。国民主権国家日本のあり方が問われている。

安倍晋三内閣総理大臣殿。

沖縄の実情を今一度見つめて戴きたい。沖縄県民総意の米軍基地からの「負担軽減」を実行して戴きたい。

以下、オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会実行委員会、沖縄県議会、沖縄県市町村関係 4 団体、市町村、市町村議会の連名において建白書を提出致します。

1. オスプレイの配備を直ちに撤回すること。及び今年 7 月までに配備され
るとしている 12 機の配備を中止すること。また嘉手納基地への特殊作戦用
垂直離着陸輸送機 CV22 オスプレイの配備計画を直ちに撤回すること。
2. 米軍普天間基地を閉鎖・撤去し、県内移設を断念すること。

全沖縄、県市町村長・議会議長連名（オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会実行委員会、沖縄県議

会、沖縄県市町村関係4団体、市町村、市町村議会の連名)

沖縄建白書を実現する政府樹立請願署名（案） [2019-08]

署名は次のことを求めています

- 辺野古崎への新基地建設を決めた日米合意の撤回、土砂投入など工事中止を求めます
- 高江にオスプレイパットをつくる計画と工事の中止を求めます
- 普天間基地を運用停止し返還する対米交渉を、すぐに開始することを求めます
- オスプレイの配備・横田基地等日本全土での飛行訓練に強く反対し、撤去を求めます
- 上記4項目を建白している「沖縄建白書」実現政府の樹立・組閣を求めます。

この要求はなぜ緊急に実現しなければならないのでしょうか？

普天間第2小学校の子どもたちや日本国民の命、ジュゴンを守るために、普天間飛行場は今すぐ閉鎖し、新基地建設は中止し、オスプレイの配備は撤回させなければならないからです。

普天間基地は、横田基地などと共に世界一危険な基地です。オスプレイは世界一危険な欠陥軍用機です。危険にさらされているのは、普天間第2小学校の学童だけではありません。なぜなら、基地の「利用禁止区域」には普天間第2小学校をはじめ、病院や幼稚園等の公共施設、住宅街があるからです。沖縄国際大学学生職員も、宜野湾小学校学童も、居住者も危険にさらされています。最近、福岡高裁那覇支部も、普天間騒音訴訟控訴審判決で、明確にこのことを認定しました。子ども達は、毎日シェルターへ逃げ込まなければならない戦時下の状態。

オスプレイの配備・低空飛行訓練で、普天間、横田基地など日本全土を大変な危険と騒音が襲っています。米国では利用禁止とされる地域内の小学校と普天間飛行場は、両立できません。一方が存在すれば他方は存在してはならないという関係にあります。子どもたちにいつ事故が発生しても不思議ではない状況のところ、危険な基地があり続けオスプレイが配備され続けるということは、決して許されることではありません。利用禁止地域の施設・住民をみな移転させることは、不可能でもあり本末転倒です。**事故が起こってからでは遅すぎます。**

在日沖米軍はポツダム宣言に反する占領軍の継続であり、憲法違反の「戦力」であり（東京地裁伊達判決）、違憲の戦争を行っており、住民にとっても危険極まるので普天間基地こそすぐに閉鎖すべきです。

1959年6月30日、宮森小学校に米軍機が墜落し、子ども達12人と住民6人が死亡しました。

最近では、普天間基地の近くにある沖縄国際大学にヘリコプターが墜落しましたが、日本側は調査に踏み込まず、アメリカが単独調査を行いました。これで日本は「独立国」なのでしょうか。

沖縄県民が声をあげたため、1996年に普天間基地を返還するというので、日米が共同記者会見。3日後、返還には代替施設が必要であると日米が合意。普天間返還と辺野古に基地を新設する計画とは一体でした。この計画は、地元住民の強い反発のため、進みませんでした。2014年1月、名護市長に、新基地建設に反対する稲嶺進氏が大幅で再選されました。オスプレイには、沖縄県の全41市町村が「沖縄建白書」を作り、超党派で強く反対し、全首長、議長、議員が上京して訴えました。47都道府県全国知事会は、全会一致で反対です。23年以上「移設」ということで、普天間第2小学校の子どもたちをはじめとする宜野湾市住民を違法状態の生命の危険にさらし続けることは、法の支配を掲げる近代国家として許されることではありません。国際公約ポツダム宣言に反する占領継続条約によるオスプレイ配備訓練は論外です。

そして、先年、鳩山元総理は選挙の時、「最低でも県外、できれば国外」と言い、沖縄県民に期待を抱かせましたが、2010年5月、結局、辺野古と徳之島への新設に合意。安倍内閣はもっと強硬です。基地をたらいまわしにして、普天間飛行場を事実上そのままにし、名護市辺野古（へのこ）に新巨大恒久基地建設することは許されません。これは、米軍による日本永久占領につながるものです。翁長雄志氏に続いて2018年9月には玉城デニー沖縄県知事が誕生、2014年12月には、辺野古基地建設反対公約を捨てた自民党国会議員がすべての小選挙区で敗北しました。2019年2月24日の沖縄県民投票では71%余の県民が辺野古新基地建設に反対しました。衆議院議員補欠選挙、参議院選挙で辺野古新基地反対議員が勝利しました。日本政府が民主国家の政府ならば、主権国家の政府として米政府に「移設」条件を廃棄し、普天間飛行場を即時無条件閉鎖し撤去し土地を元の所有者に返還、名護市辺野古新基地建設中止、オスプレイ配備撤回を、要求するのは当然です。トランプ政権が民主主義を守る政府だというのなら、このこと以外に、普天間第2小学校の子どもたちの命を守ることは保障できないのです。主権なくして人権なしです。

自民公明内閣は、沖縄県民の多数の民意を無視して、普天間基地の運用を停止せず、辺野古新基地建設を強行しています。この自民公明内閣では日本国民・沖縄県民の正当な要求「沖縄建白書」は実現しません。原水爆禁止署名運動が、世論を作ったように、国民多数の署名で、学童の命を救う建白書実現政府を！

「この条約が十年間効力を存続した後〔注 1970 年 6 月 24 日以降〕は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。」（日米基地条約〔「安保」〕第 10 条より）活用を！

参議院選挙で考えたこと

岡山 博（医師、仙台市）

今回 2019 年 7 月の参議院議員選挙では、「戦争できる国にする憲法改正問題」と、「庶民、労働者から収奪してその金をただ同然に大企業とアメリカに提供する安倍政権の経済政策の中の消費税増税」が主要なテーマだった。

「安倍政権下での憲法改正に反対すること」と、「消費税増税反対」を中心に、野党共闘ができ、それによって、安倍自公政権の 3 分の 2 確保をかるうじて食い止めることができた。「明治憲法下の社会を賛美し、国民主権から天皇主権の明治憲法を復活させ、国民主権をやめて天皇主権にし、軍事強国を作って戦争をする国にしよう」という、安倍総理の憲法改正の執念をかるうじて止めることができた。

しかし「憲法を改正し、日本を戦争する国に復帰させる」という安倍政権の執念」を変えさせることにはなっていない。国会で自公維新の改憲勢力が圧倒的多数であることも変わっていない。反対意見や批判的な人々に対して、選挙以降も安倍自公政権はまともな回答や議論をせず、不都合な事実は証拠隠滅や嘘答弁をし、恫喝いやがらせ、利益誘導で社会を運営し、国民の権利と尊厳を蚕食している。社会の健全性を破壊する安倍自公政権は極めて危険だ。

参議院選挙で実質的与党勢力が参議院 2/3 を下回ったといってもその差はごくわずかだ。野党側の数人が自民に協力するだけで 2/3 になる。一人区で野党が共闘して 10 議席を取ったという大成果は、どの選挙区も薄氷を踏むような僅差の勝利だった。この勝利がなかったら、安倍自公政権による「国民生活と尊厳、と日本社会の活力と健全性」を破壊する安倍政権の暴走は、回復困難なレベルに進んだ可能性が高い。

そのような意味で今回の野党共闘による勝利の価値は大きい。

そのような肯定的理解をしたうえで、この選挙をはじめとした「国民と労働者の尊厳と生活向上」と「明治憲法回帰と戦争する国に反対」す

る活動に問題があるのではないかと、私は考えている。

消費税が導入されたときから、今回の再々増税にいたるまで、消費税は国民と労働者を収奪して、それによって得た金を大企業（と官僚とアメリカ）に、ほとんど見返りなしに提供するものだった。

にもかかわらず、今回の選挙で消費税撤廃を主張したのは、宮城県野党統一の石垣のりこ候補（立憲）と、山本太郎氏のれいわ新撰組だけだった。

消費税撤廃を主張する政党や社会勢力がほとんどいない中で国政選挙が行われた。

「消費税廃止」を議論したり考える場は極めて少なく、メディアによって「消費税撤廃という考え」は「現実離れで、不適切な常識外れ」であるかのような、社会風潮が作られ、多くの人々の意識もそのような中で形成されている。

安倍内閣の 9 条撤廃を中心とした憲法改正は、朝鮮戦争時以来の自民党の党是だ。憲法に反する日米安保条約という条約を政権が結び、安保条約に限って「条約を憲法より上位において社会を運営する」という暴挙をして現在に至っている。

国の最高法規が憲法である。条約を結べば憲法を無視できるのであれば、最高法規は憲法ではなく、日米軍事同盟である日米安保条約が日本国の最高法規だということになってしまう。既に現在の日本は、そのようになっている。9 条改憲反対を主張するならば、軍事同盟としての日米安保条約をやめなければならない。

しかし、今回の参議院選挙で「安保条約廃棄」を主張する政党はなかった。「安保条約廃棄」を主張する政治勢力がないままに、選挙が行われた。「安保廃棄」の主張がされず、「安保条約は有意義だ」「安保に反対するのは非常識で話題にすることもやめろ」という文化状況が作られ、そのような文化状況の中で国民の意識は動いてい

る。

どの政党も「安保条約必要だ」と考えているのか、それとも「安保を廃棄すべきだが、国民有権者に違和感を持たれない範囲でだけ発言している」のだろうか。「安保廃棄」という主張を聞いたり語り合う機会がほとんどない中で社会が動き、選挙が行われていることは大きなそして基本的問題だ。

憲政の基本である民主主義のルールを無視して改憲活動を強硬に進める安倍首相が活躍できているのは、安倍氏自身の信念と言動の成果でもあるが、それを可能にしている日本社会、国民の思考と精神の問題でもある。

新安保条約が締結されたとき、心ある人々は「安保条約締結によって、日本が望まない戦争にひきこまれる」と憂慮を主張して反対した。しかしその後、人々の意識と精神と文化状況は変わってきた。「安保によって、やりたくない戦争に引き込まれる危険」を冒すかどうかという意識すら安倍首相は、既に持っていない。安倍氏は「日本を明治憲法下の社会に戻し、日本を戦争ができる国」にしたいと願い考えて「憲法改正」運動を進めてきた。さら第2次安倍内閣発足時から、安倍氏が目指すものは「戦争ができる国を作る」ことから「戦争をしたい！」という衝動が信念になった。

現在安倍氏の情動は「日本を戦争ができる国」にしたいという信念と、その次の「戦争をする国」にすることも既に通り越して「現実に参加する」情念を持ち、国会内の圧倒的勢力をベースにしてその実現に勢力を注いでいる。安倍氏や同調する勢力、集団は、次は「戦争に参加する」のではなく、「主体的に戦争を起こす国」を造り、実際に「戦争をすること」が目標になる。これは安倍首相個人の執念でもあるが、安倍総理を含めた集団の精神と行動様式でもある。

安倍氏らの情念がここまでの暴走できるようになったのは、彼らの意図と成果だ。安倍総理や安倍氏を含む政治集団がこのような意識を持ち活発な活動をするようになったのは安倍氏や歴代自民党政権とその集団や、それと同調することで利益を得ようとする社会・政治勢力の

勝利であり、彼らの執念や精神の勝利でもある。その成果として形成された、安倍氏らの言動に同調したり許容する人々の増加とメディアの精神と言動が彼らの活動を可能にしている。

このような流れと傾向は、安倍氏をはじめとする勢力の成果＝勝利であり、一面化はできないにしても、国民個々人の生活と尊厳を大切に、平和を望む勢力にとっては後退敗退という面がある。

今回の参議院選挙で、野党統一が10選挙区で勝利し、石垣のり子さん（宮城県）を当選させることができ、32選挙区で野党統一候補を擁立することができた。これは大きな勝利であり喜ばしい。

しかし、「安保消費税撤廃」をどの政党も主張しなかった。出馬母体である立憲民主党の方針と異なって消費税撤廃を主張した石垣のり子さんと、山本太郎氏らのれいわ新選組しかなく、政党や政治家は主張しない中で選挙が行われた。有権者は「消費税撤廃」や「日米安保条約反対や廃棄」の主張を聞くこともなく、「消費税存続や安保条約存続が当然であるかのような言論社会やメディア」の中で、有権者は判断し投票をした。

不一致の点は保留にして一致点で団結するという、野党共闘は大切だ。一致点の共有ということは、一致していない考えがあるがことが前提だ。それぞれの主張をしたうえで、不一致点は保留にして共同共闘するということだ。しかし必ずしもそうはなっていない。一致できる点以外は話題にしたり主張しない傾向がある。主張を持っていても、多くの有権者や社会から違和感を持たれるような言動はしない、不一致点に関しては発言しないというのであれば、「違和感を持たれない、権力者が作った文化や考え方に逆らわない範囲で発言する」という事になってしまって、社会精神や人々の考えや言動の基本を変革することはできないのではないかな？

相手から違和感を持たれることを恐れて「相手に同調しながら自分に同調させよう」という話し方が多いように思う。精神や考え方が変革されるためには、成長を促すだけでは不足だ。

「この条約が十年間効力を存続した後〔注 1970 年 6 月 24 日以降〕は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行われた後一年で終了する。」(日米基地条約〔「安保」〕第 10 条より) 活用を!

それまで持っていた考え方や言動規範の何かに問題意識を持ち否定するものの存在に気づいて否定して初めて一歩進めることがある。違和感を持たれないように、相手と「異なる考えは発言しないで同調」しながら相手を「自分に同調させて協力を得よう」という働きかけだけでは、誤った考えを自覚、破棄して新たな考えを作るとは困難だ。考え方や言動が変革されるためには、それまで持っていた考え方や言動規範を否定して初めて変革につながるものが多い。

同調圧力が高い日本の文化や人々の意識を変えずに、日本の人と社会を変えるのは困難だ。異論を述べてまっすぐな議論をすることをせず、相手から違和感を持たれない範囲の言葉だけと言って同調を求めるといふ発言の仕方が蔓延すれば(蔓延している)、異論を発言しやすい社会強者の考えや意向に沿う範囲でしか発言や議論ができないことになる。

もっともいふべきことを言わないそのような言葉の積み重ねは、支配者に同調する人々の意識や社会状況を作り、ますます自由にものが言えない人と社会を作ることになる。

それは、誰もがリスペクト(敬意)される民主的で健全な精神と社会とは逆の方向だ。

相手の顔色を窺って相手の機嫌を損ねない範囲

で話すことが第一で、そのためには自分が考えている最も大切なことを控えるというのではなく、互いにリスペクトを持ち自分の考えを率直に話して自由闊達に友好的に言葉のやり取りをするという、民主主義にとって最も基本的で当たり前のことをし、保障しあう精神、言動規範、人間関係と文化を意識的自覚的に作ることが大切なのではないか。

「同調強要の精神と日本社会」を変革して「自由闊達な発言や議論」ができる人と社会を作る活動が不可欠だ。個々の政治活動や自覚的な社会活動を行う際には、同調圧力に支配される人々の意識と社会の在り方を変革して、健全な意識を育てる課題をまず自らが実践し、社会的活動を行う際には常に並行して取り組むことだ。民主主義が嫌いな人は、民主社会を作ることにはできない。民主的な社会を作るには、民主主義を好きになること、自ら民主的な言動をし、人々が民主的な言動を実行する場を保障すること。

現在、政治や社会活動をしている自覚的な人々や集団がそのような意識を持ち、それにふさわしい言動をし、そのような言動ができる場を作ることが、民主社会を作る道だと、何十年前から考えているが実現していない。

(草の根運動運営委員)

時空識失調の面々

中正勇

リーダーに映らないが売りで映ったとか
欠陥機最鋭ステレス戦闘機 F35A
上空九千六百メートルでの墜落事故
原因をパイロットの空間識失調の可能性と
自国民の命より米国兵器を擁護する防衛大臣
上空七万三千ヒート(約二万四千三百メートル)で
の

体験者は「上空の高さからして考えられない」と
その命の軽さの先に

圧力と制裁と脅迫で戦争を自国の利益にする米軍への
負担

イランへの軍事行動を止めさせたと自画自賛

安保を破棄して基地の土地代を貰うとか

世界には通じない意味不明を連発し

世界一の自己中で次期選挙への点数稼ぎのトランプ

欲しいのはイランの石油の利権

戦況になればイスラエルを攻撃するとイランは公言

イスラエルも日本と同じく米国兵器を爆買い

抑止力がいかにユクシ(嘘)か世界は伝える

憲法より安保を生き主権を売り渡す時空識失調の
面々

サヨナラの前に言いたい

「弾圧は抵抗を呼び、抵抗は友を呼ぶ」

ユクシ・・・沖縄の方言で嘘

(草の根運動共同代表)

市民連合と5野党・会派の「共通政策」から

市民連合と5野党・会派が合意した「共通政策」と野党の署名した内容は次の通りです。

市民連合の要望書

来る参議院選挙において、以下の政策を掲げ、その実現に努めるよう要望します。

だれもが自分らしく暮らせる明日へ

1 安倍政権が進めようとしている憲法「改定」とりわけ第9条「改定」に反対し、改憲発議そのものをさせないために全力を尽くすこと。

2 安保法制、共謀罪法など安倍政権が成立させた立憲主義に反する諸法律を廃止すること。

3 膨張する防衛予算、防衛装備について憲法9条の理念に照らして精査し、国民生活の安全という観点から他の政策の財源に振り向けること。

4 沖縄県名護市辺野古における新基地建設を直ちに中止し、環境の回復を行うこと。さらに、普天間基地の早期返還を実現し、撤去を進めること。日米地位協定を改定し、沖縄県民の人権を守ること。また、国の補助金を使った沖縄県下の自治体に対する操作、分断を止めること。

〔解説〕野党共通政策第4項で「沖縄建白書」と同趣旨を採用

「沖縄基地本土引き取り」は不採用

2019年5月29日の野党の二つの合意、一つは、参院小選挙区32の内30選挙区で統一候補、二つ目は、市民連合提案の13項目の「共通政策」は、画期的意味を持っています。私たち「米軍基地をなくす草の根運動」は、「日本沖縄」の主権と独立を回復するため全基地撤去を実現することを目指しています。直接的に草の根運動の全基

と。

5 東アジアにおける平和の創出と非核化の推進のために努力し、日朝平壤宣言に基づき北朝鮮との国交正常化、拉致問題解決、核・ミサイル開発阻止に向けた対話を再開すること。

6～13 略

2019年5月29日

私たちは、以上の政策実現のために、参議院選挙での野党勝利に向けて、各党とともに全力で闘います。

安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合

上記要望を受け止め、参議院選挙勝利に向けて、ともに全力で闘います。

立憲民主党代表 枝野幸男

国民民主党代表 玉木雄一郎

日本共産党委員長 志位和夫

社会民主党党首 又市征治

社会保障を立て直す国民会議代表 野田佳彦

地撤去の要求は、共通政策に反映されていません。しかし、辺野古新基地推進と日本沖縄全土の米軍基地強化・自衛隊の米軍部隊化を図る米日権力の方向性を食い止める政策になっています。来たるべき総選挙で、共通政策を掲げる野党勢力が勝利し仮に自公維政権が敗北し、野党連合政権が成立し、公約＝共通政策を実行すれ

ば、新基地工事は中止に追い込まれます。

更に注意すべきことは、沖縄県の基地負担軽減を口実に、米日権力が企図している日本全土の基地強化となる危険性すらあった、「沖縄基地本土引き取り」政策が実質的に退けられたということです。私たちは警戒を緩めることはできません。地方自治体レベル、例えば東京・文京区議会では、基地なくす党まで巻き込んで「米軍基地は日本防衛のためにある」「基地引き取りの国民的議論」などという全く事実を反し、

日本沖縄の主権を侵害している米軍基地を美化する「国民的議論」を促進する意見書が採択されている現状からみて、国政レベルでそのような恐るべき反国民的政策・方針の採用の危険が全くなかったとは言えなかったのです。

私たち草の根市民運動は、基地引き取りの議論ではなく、沖縄建白書実行する野党連合政府樹立と基地条約可否の国民的議論、全基地撤去の宣伝を強化しましょう。

衆議院選挙に向けて、参院選沖縄選挙区から当選のタカラ議員を含む参院野党統一議員と立憲野党に「沖縄建白書」実行野党連合政権樹立合意をすすめる事を要請しましょう。

来たるべき総選挙で全基地撤去へ独自の宣伝を強め基地なくす党と野党連合勝利へ全力支援しましょう！

総選挙野党連合勝利で辺野古高江新米軍基地阻止、普天間基地即時運用停止、憲法改悪阻止のため、あべ自公維政権退陣実現を！

基地マップ2万部増刷を決定

全国に、急速に、全力で普及しましょう

「日本沖縄」全国の市民運動は、在日米軍基地の真実を知りたがっています

米軍基地をなくす草の根運動は、このほど、基地マップを2万枚印刷することを決めました。防衛省の作為的な基地統計では、「日本沖縄」の米軍基地の真実を国民は知ることができません。2万部印刷のためには、多額の費用がかかります。草の根運動事務局では、印刷費のカンパを要請しています。

宮城県仙台市の市民の会は、この1月、集会を開きました。集会の際に、米軍基地マップを普及したいと500部注文しました。これほど多くの部数が草の根運動事務局に申し込んでいただいたことは初めてです。旭川市では「米軍事故は、これまでも21万件も起きていて、亡くなった人は1000人以上もいます。こんな状況でも「米軍は日本を守ってくれている」と洗脳されているのが国民の大多数です。日本中にこんなに米軍基地があるということを知らせていくしかありません」と言って、草の根会員の平山沙織さんが紹介しました。

平和散歩 in 横須賀軍港巡り

保育ユニオン 荒井道江

東京地評パ・悲連のレクリエーション企画で横須賀軍港巡りと交流会に参加しました。軍港巡りは、船に乗り海上から米海軍や海上自衛隊の艦船を間近にみることができるツアーです。

この日は天気の良いクルージング日和で、楽しく参加させていただきました。

出版労連の角田さんから手作りの資料をいただき乗船。船は米軍横須賀基地を右側に見ながら出航し、船の中でも乗員によりアナウンスがありました。解説によれば、現在日本に来ている軍人は基地の敷地内に家族で移住し、そのため、基地内には小・中・高校をはじめ様々な施設が存在していることを知りました。

私は、海に面した広大な土地、しかも日本の土地ながら日本人は立ち入ることができず、日本の法律も及ばない場所がある事を目のあたりにしてきました。



この日、原子力空母ジョージ・ワシントンを見ることはできませんでしたが、資料の中に「米原子力艦の寄港情報」がありました。たくさんの方の米国海軍所属の原子力艦が頻繁に入稿していることを知ったのと同時に、一度事故が起きたら広範囲に放射能が漏れ出し、都内大田区あたりまでもが立ち入り禁止区域になるという恐ろしい話も聞きました。また、米軍間の母港を受け入れた国は日本の他にはないことを知りました。さらに、浦郷倉庫地区には弾薬庫が無数にあり、常に核兵器貯蔵疑惑がもたれてきましたが、最近では劣化ウラン弾貯蔵の疑いも濃厚だということです。

住田さんの他の資料で憤りを感じたことは、米軍が基地の外で起こす犯罪、住居侵入、強姦等致死傷、傷害、窃盗などの多くの犯罪の8割超が不起訴になっているということです。これは不平等な日米地位協定や、公務外でも日米の密約によって米兵が守られているからです。許せない気持ちでいっぱいです。

軍港巡りの後は、どぶ板通り、三笠公園など街中を散策しながら横須賀の歴史を解説していただきました。その後、海に近いお店に入り、参加者同士で美味しい海の幸の料理を食べながら交流をしました。

「日本沖縄」にある約200の全米軍基地撤去して私たちの祖国を独立国へ！

独立なくして平和なし 主権なくして人権なし

**私たち日本人は、子ども達と女性の安全と命すら、米軍から守れないのか！
3人から草の根の基礎組織「基地なくす草の根〇〇会」を身近な人たちから作り、
日本全国、全都道府県、全地区市区町村、地域職場学園絆に広げましょう**

トランプ氏「安保条約の破棄検討」

米報道 沖縄基地移転の補償要求も

米ブルームバーグ通信（電子版）は25日、「事情を知る関係者3人」の話として、トランプ米大統領が最近、側近に「日米安保条約破棄を検討している」と語ったと報じました。また、在沖縄米軍基地の移転を「土地の収奪」とみなし、金銭的補償を求める考えも示したとい

います。関係者は、「会話は私的なもの」であり、破棄に向けたいかなる措置もとっていないと語ったといいます。一方、「トランプ氏が日米安保条約に関心を持っていることは、世界中での米国の条約義務に関するより幅広い見直しの予兆になるかもしれない」と指摘しています。日米同盟にしがみつき、絶対視している安倍政権に動揺が広がる可能性があります。

トランプ氏は日米安保条約に関し、日本が攻撃された際の米国の支援を約束しているが、日本側に米国防衛の義務を課していないため、「あまりに一方向的だ」と述べたと

また、具体的な基地名に言及していないものの、在沖縄米軍基地の大規模な移転について、「土地の収奪のようなもの」だとみなし、米軍移転の金銭的補償を要求。さらに、移転対象の土地には「100億ドルの価値がある」と側近に語ったとい

います。トランプ氏の念頭にあるのは、名護市辺野古の米軍新基地建設や在沖縄海兵隊のグアム移転などを盛り込んだ在沖縄基地統合計画とみられます。しかし、私有財産の没収を禁じた戦時国際法に違反して沖縄県民の土地を「収奪」したのは米国の方です。

トランプ氏は2016年の大統領選中にも「日米安保条約は不公平」だと発言し、在日米軍駐留経費の全額負担がなければ米軍撤退もありうるとの考えを示したことがあります。菅義偉官房長官は25日の記者会見で、「報道にあるような話は全くない」と全面否定しました。（日刊版「しんぶん赤旗」 2019年6月26日（水）記事）

解説

この発言後、G20サミットのために来日したトランプ大統領は報道内容を否定しましたが、その一方で条約が不平等であるとの認識を示しました。大手新聞社の報道によれば、この発言に歩調を合わせるようにボルトン大統領補佐官（国家安全保障担当）が日本政府高官との会談の中で米軍駐留費について5倍負担をするよう求めたと報じられています。こうした動きは見方によっては、トランプ大統領には、在日米軍基地について独特の見解があると

も解釈することができます。

今のところ、この発言の真偽は定かでは



ありませんが、私たちはトランプ政権が①基地居座り条約を不平等だと考えていること、②現在の5倍の駐留費でも支払ってもらわない限り日本に米軍を駐留させたくないと考えていることに注目する必要があるでしょう。

横田基地オスプレイ

市民に銃口 訓練急増 機関銃露出 7月は9機

米軍横田基地（東京都福生市など5市1町）の周辺で、同基地所属の空軍特殊作戦機CV22オスプレイが機体後部のランプ（斜路）付近に備えつけられた機関銃の銃口を住宅地に向けてながら飛行するケースが7月に入って急増しています。羽村平和委員会の調べで分かりました。

多くの学校、保育園、病院が存在する住宅地を戦場とみなし、標的にした訓練を行っている可能性もあります。

同会によると、住宅地に銃口を向けて飛行するCV22が、7月3日から同月11日までの9日間で、少なくとも5日間・延べ9機が確認されました。内訳は7月3日に1機、8、9、10、11日に各2機です。初めて確認された18年6月29日から19年6月27日までの約1年間で、29日間・延べ32機だったのに比べて頻度が高まっています。7月1日に横田基地でCV22の部隊を特殊作戦群の分遣隊から飛行隊に再編し、整備部隊を発足。その直後から訓練を拡大させました。

米空軍によると、搭載されているのはM240またはM2重機関銃です。機関銃のそばに立つ米兵の姿が数回目撃されています。

東京都日の出町に住む女性（70）は「銃口を向けられるのは恐怖です。戦闘機が飛びまわって恐怖を感じる生活をなぜ送らないといけないのでしょうか。平和に暮らしたいだけに」と声を震わせました。

「横田基地の撤去を求める西多摩の会」代表

の高橋美枝子さん（77）は、横田基地の滑走路中心から3キロメートルの範囲に小中学校や高校が30以上あると指摘。「人間が暮らす市街地を戦闘機が飛ぶこと自体おかしい。ましてや銃口を市民に向けてなんてあってはならない」と語りました。米軍の態度にも憤りを募らせています。



「銃口を市民に向けた訓練はやめてほしいと抗議すると、米軍は『標準の飛行だ』と説明します。恐ろしい感覚だと思います。横田基地は撤去してほしい」（平和委調査）（日刊版「しんぶん赤旗」 2019年6月26日(水)記事）

解説

このCV22オスプレイが沖縄の米軍基地から来たという事実、そして「沖縄に対する“差別”の解消のためにこうした本土での訓練をもっと増やす」よう公然と求め、「本土でのオスプレイに演習にはメリットがある」「本土の人に基地問題を知らせることに役立っている」と述べている「沖縄基地本土引き取り運動」の人達がいる事実、これが新たな形の米軍基地永久化論である事を多くの人に知ってもらわなければならない。

黄薔薇

あ・け・み

重なりあった

花びらの

ひとひらひとひらが

無言のことばの

重なりなのか

そこにある

ただ それだけだ

心に沁みて

基地なくす政党の機関紙「しんぶん赤旗」「社会新報」
「新社会」などの購読をお勧めします

政治革新の道しるべ、
真実つたえ希望はこぼ

しんぶん赤旗

日刊●月 3497円
日曜版●月 930円



基地引き取ることなんてこんな運動 は絶対にするべきではない

赤嶺政賢衆議院議員(沖縄選出)
東京大学駒場祭講演 『未来は沖縄で始まっている』 発言録

これが日本沖縄の心です



基地問題をどう考えるかという一つの考えとして時々ですね、まじめに真剣に考えていることのお話だろうと思ったりするのですが、沖縄の基地を引き取りたいという話がですね、出たりするんですよ。そういうことをおっしゃって来た時に**基地引き取ることなんてこんな運動は絶対にするべきではない**ということを申し上げています。基地を引き受けるということは主権が適用されない場所あるいは軍隊が入ってくるという意味なんですね。米軍基地というその土地の一角を渡すようなものじゃないんです。米軍基地を作ったら最後、地位協定や米軍の軍事優先の政策によって人権は二の次三の次です。米軍の軍事運用が優先される。(ユーチューブ映像の途中から抜粋) (再録)

アメリカ軍を立川から追い出した立川市民 砂川闘争その後

島田 清作（伊達判決を生かす会共同代表、元立川市議会議員）

砂川闘争が始まって14年目である1968年12月、アメリカ軍は突然、立川基地の拡張計画を中止すると発表した。

それは前号に書いたように、拡張のための土地測量を警察機動隊の暴力的弾圧にも屈せず、反対同盟の農民とそれを支援する労働者、学生、市民の力で阻止したこと、反対同盟の団結を切り崩すための防衛施設庁の執拗な工作を農民と支援者が一体となってはねのけたこと、東京都収用委員会を使つての強制収用を公開審理や裁判所の法廷を闘争の場として弁護団を支えて傍聴席で共に闘ったこと、1967年の東京都知事選挙で「東京から火薬のにおいをなくそう！立川・横田の米軍基地はいらない！」と主張する美濃部革新知事を当選させたことなどが大きな力になったのだった。

基地拡張の展望を失ったアメリカ軍は、1969年11月すべての部隊を隣接する横田基地に移転し、12月1日以降一切の飛行活動は中止となった。アメリカ軍は立川基地からいなくなったのであり、我々はアメリカ軍を立川から追い出したのである。



私たちは立川市民は、アメリカ軍が使わなくなった基地跡地を直ちに明け渡し、市民のための平和利用を進めるよう日本政府とアメリカ軍に要求した。これは日米安保条約に基づく地位協定の第2条3項に明確に定められていることである。「合衆国

軍隊が使用する施設及び区域（注：基地のこと）は、この協定の目的のために必要でなくなったときは、いつでも本国に返還しなければならない」



島田清作さん も日

それにも拘らずアメリカ軍は1977年まで返還せず、日本政府も返還を要求せずに地位協定第2条4項(a)の「合衆国軍隊が一時的に使用していないときは、自ら使用し、または日本国民に使用させることができる」という定めを根拠にして陸上自衛隊東部方面航空隊に使用させて市民要求を踏みにじり、返還後の跡地利用を自衛隊飛行場を中心としたものにするための既成事実としたのである。

自衛隊基地を新設しようとするれば、北海道の恵庭や長沼のように、自衛隊は憲法違反だという声が出てくるだろう。それを避けるために提供されている米軍基地の中に自衛隊基地を作り、米軍から返還されたらそのまま自衛隊基地を残すというずるい方策だ。おそらく沖縄の辺野古新基地もアメリカ海兵隊が移転した後は日本軍の基地として使用することを考えて、沖縄県民の反対を踏みにじって建設を強行しているとしか思えない。

一方、1956年に明け渡し請求の訴訟を起こし伊達判決の舞台となった滑走路



の中の土地は、1976年3月青木市五郎さんの全面勝訴となり返還を勝ち取った。20年かかったこの裁判でも地位協定が大きな障害となったのである。



【米軍基地が撤去された後の立川駅周辺の様子】米軍基地の撤去後、繁栄する立川の様子がうかがうことができる。地位協定第4条には、「合衆国は、この協定の終了の際又はその前に日本国に基地を返還するに当たって、当該基地をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代わりに日本国に補償する義務を負わない」という驚くべき定めがある。人に物を借りたら元通りにして返すというのは当たり前のことだろう。それが真逆なのだ。

青木さんは、「滑走路のまま返されても何の役にも立たない。コンクリートを剥がし元の黒土の畑にして返せ！」と主張して譲らなかった。アメリカ軍が返す意向を示し、裁判所が明け渡しの判決を出そうとした時も青木さんは「原状回復の決定以外認めない」とねばり続け、遂に1976年3月、「①国はアメリカ合衆国軍隊から本件土地の返還を受け、原告に対し、本件土地を同地上に存するコンクリート舗床を

撤去した上、畑工をもって覆土し整地して昭和51年（1976年）7月31日限り明け渡す。②国は原告が国の土地を無償で通行する通行権を有することを認める。（注：立川市道から当該土地まで約300メートルに幅4メートルの道路を作って提供する）」という和解を成立させた。

青木さんの遺族の方は、今も国有地の囲いに作られたゲートの鍵を開け、この畑に行って農作業を続けておられる。この土地のために米軍時代の滑走路は使えなくなり、自衛隊は西側へ210メートル移動して長さ900メートルの短い滑走路を造って1982年以来新立川飛行場として運用している。この和解について「基地撤去を求める運動を個人の土地を返してもらうことに矮小化し、国家権力と和解したのは間違い」などというピントはずれのケチをつけた人が一部にいたが、占領軍によって一方的に収奪された土地を原状に回復して取り戻し、そのことによって基地の機能を失わせた偉大な裁判闘争だったと私は思っている。

立川基地の部隊が移住した横田基地の周辺は前にも増して騒音被害に悩まされることになった。1976年、全国で初めて米軍機による双方被害に対する訴訟が横田基地で始められた。

その後、神奈川県厚木基地や沖縄県の嘉手納基地、普天間基地、山口県の岩国基地などへ訴訟は広がっていったが、どの判決においてもアメリカ軍機の飛行差し止め請求は認められず、騒音被害についての賠償だけが少額ながら認められてきている。しかし、この賠償金も地位協定第18条5項（e）ではアメリカ軍側が75%、日本側が25%負担することが定められているにも拘わらず、アメリカ軍側は日米安保条約の目的達成のために活動しているのだからア

アメリカ軍が賠償するべきものではないと言って一切負担せず、日本政府はアメリカとの信頼関係を損なうからといって一切請求もしない。そのため、全国の基地騒音訴訟では数百億円を日本政府が立て替えて住民に支払っているのが現状である。

このように、日米安保条約と地位協定、そして駐留アメリカ軍は我々住民に過大な被害を与えている。そしてアメリカ軍はこの基地を使っ

て世界で戦争をしているのである。まさに、伊達判決が言うように、アメリカ軍基地は日本国憲法に違反し、その存在を許されざるものなのだ。

地位協定に定められていることさえ守らせようとせず、改定の要求を全くせずに60年間近く過ごしてきた日本政府は、アメリカ軍の家僕以外の何物でもないと言いたい。

大事なお知らせ

10月2日 国賠訴訟第2回公判 開廷

皆様奮ってご参加を！！

来たる10月2日、東京地裁において第2回公判が開かれます。前回第1回公判では傍聴席が超満員になるほどの盛況ぶり。訴訟に対する社会的関心の高さを示すことにより裁判官に一定の圧力をかけることができました。次回の第2回公判でも引き続きこの勢いを維持して裁判官に対する圧力をかけ続けることが望まれます。**そのためにも一人でも多くの方に裁判の傍聴をして頂く必要があります。**



この裁判闘争を通じて私たちは“米軍=違憲”という伊達秋雄裁判長が示した不滅の黄金律を再び輝きあるものへと昇華させることを目指しています。そしてそのことは草の根運動が目指す全米軍基地の完全撤去を求める運動の法的な根拠となっています。どうか、関心を持たれた会員の方は第2回公判を直接傍聴してこの法廷闘争にご参加ください。

【日時・場所】10月2日 午後2時 東京地方裁判所 第103号法廷

砂川国家賠償裁判 第2回口頭弁論（10/2）傍聴を！

◆そもそも砂川事件とは？

砂川事件とは1957年7月、国による米軍立川基地拡張計画に基づく強制測量に抗議した学生と労働者らが基地に内に入った行為が刑事特別法違反であるとして23名が逮捕され、うち7名が起訴された事件のことです。

◆伊達判決

【砂川闘争】1959年3月30日、東京地裁・伊達秋雄裁判長は「駐留米軍が憲法9条に違反している以上、刑事特別法は憲法に違反し無効。従って全



員無罪」の判決を出しました。これが有名な伊達判決です。【写真は伊達秋雄裁判長】

◆田中耕太郎

しかし、日米「安保」と称する基地居座り条約改定の協議のただなかであった政府（岸政権）は、「駐留米軍は違憲」とする同判決を問題視し、高等裁判所に審理を省略し直ちに最高裁への跳躍上告を行う異例の対応を取りました。

そして、1959年12月16日最高裁裁判長田中耕太郎は「安保条約のような高度な政治性を有するもの



は、司法審査権の対象外」としつつ、「駐留米軍は違憲ではない」という「司法審査権の対象外」の米軍について「合憲」という矛盾した判示をしました。そして「差し戻し」の判決を出しました。地裁での差し戻し審の結果、被告の有罪が確定しました。

◆裏で米国政府とつながっていた田中裁判長

しかし、驚くべきことに半世紀後の2008年にアメリカ公文書館で見つかった駐日大使の公式報告文書により、田中裁判長が砂川事件裁判

の情報をアメリカ政府に漏洩していた事実が明らかになりました。こともあろうに田中耕太郎は駐日大使に裁判期間中に裁判の進め方や伊達判決破棄の判決を出す方針をプライベートに伝えていたのです。

◆今回の訴訟内容

今回の訴訟の内容は、これに先立つ再審請求訴訟で、憲法が定める「公平な裁判所」の裁判を受ける権利を侵害された結果、有罪とされた元被告に対し、①権利侵害に対する賠償金として各人に10万円②支払われた罰金各二千元の償還③国による謝罪広告の掲載を請求するものでした。この再審請求訴訟を通じて元被告である原告や代理人弁護士が田中の不法行為や安倍政権の違憲立法などについて批判・追求しました。しかし、各級裁判所はこれを却下。

今回、この不当判決に対して、憲法37条に違反する不公平な裁判を受けた被告たちが、国家賠償を請求することが今回の国家賠償請求訴訟です。

ぜひ、草の根の会員の皆様も奮って公判へご参加ください

矢臼別平和資料館 6月15日に開館

矢臼別平和資料館建設実行委員会は、建設に向けて、順調に工事が進み6月15日開館しました。平和資料館維持のため引き続き募金中です。

北海道東部にある大な米軍基地。それは、名称は、「陸上自衛隊別海矢臼別大演習場」と称し、米軍基地をなくす草の根運動発行の「全国米軍基地地図」42番の米軍基地です。毎年、沖縄からくる米海兵隊は、ここで演習を強行します。

地元の住民は、**自衛隊管理の米軍基地別海矢臼別大演習場**との闘い継続を決意しています。開拓地にとどまって闘った川瀬さん（故人）の闘いの継承です。米軍専用基地、共用基地と合わせて、日本国民の税金で全てまかなわれている自衛隊管理米軍基地をなくす「全基地撤去」の闘いの強化が、全ての日本国民、都道府県民に求められています。矢臼別平和資料館の建設成功は重要です。「矢臼別を平和公園に」を掲げる矢臼別平和公園クラブも活動中です。

日本人として どうしても読んで 生かして頂きたい

砂川事件第一審東京地方裁判所判決（1959年3月30日）（口語意識）

「米軍は違憲」の伊達判決 60周年

（意識を入れて法律用語をできるだけ普通の言葉になおしました。〔 〕内は、編集部注記です）

日本国とアメリカ合衆国との間の「安全保障」と称する基地条約の第3条に基いているとされている日米間の行政協定に伴って制定された、米軍を特別に守る刑法（刑事特別法=刑特法）に違反したとされる事件についての1959年3月30日の東京地方裁判所判決

被告人〔訴えられた人たち〕 7名

主 文 〔判決の結論的な部分〕

被告人坂田茂、同菅野勝之、同高野保太郎、同江田文雄、同土屋源太郎、同武藤軍一郎、同椎野徳蔵はいずれも無罪。〈本件各公訴事実につき、被告人らはいずれも無罪〉

理 由 〔この結論に至った理由〕

この事件で検察官が訴えている事実をかいつまんで述べると、東京調達局においては、日本国とアメリカ合衆国との間の「安全保障」と称する基地条約第3条に基く行政協定を実際に行うことに伴う土地などの使用などに関する米軍のための特別に作られた法及び土地をとりあげる収用法によって、内閣総理大臣の使用してもいいという認定を得て、昭和32年7月8日午前5時15分頃からアメリカ合衆国空軍の使用する東京都北多摩郡砂川町にある立川飛行場内民有地の測量を開始しました。この測量に反対する砂川町基地拡張反対同盟員及びこれを支援する各種労働組合員、学生団体員など千余名の集団は、同日早朝から立川飛行場北側境界にある柵外に集合して反対の氣勢をあげました。その中の一部の者によって滑走路北端附近の境界柵は数十メートルにわたって破壊されました。

被告人らはこの集団に参加していたものです。他の参加者3百名位と意思相通じて同日午前10時40分頃から同11時30分頃までの間に、正当な理由がないのに、右境界柵の破壊された箇所からアメリカ合衆国軍隊が使用する区域〔基地のこと-注〕で、入ることを禁じた場所である前記立川飛行場内に、深さ4～5メー

トルにわたって立ち入り、被告人椎野徳蔵は国鉄労働組合の一員として立ち入った集団に参加していたものです。同日午前10時30分頃から同11時50分頃までの間に、正当な理由がないのに、右境界柵の破壊された箇所からアメリカ合衆国軍隊が使用する区域であって入ることを禁じた場所である、前記立川飛行場内に深さ2～3メートルにわたって立入ったものです。

〔中略〕

右に書いたこの事実は日本国とアメリカ合衆国との間の「安全保障」と称する基地条約第3条に基く行政協定に伴う〔米軍を守る特別な刑法である〕刑事特別法（以下刑事特別法と略称する。）第2条にあてはまりますが、この法律の条項は、日米「安全保障」と称する基地条約に基いて私たちの国内に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する一定の施設又は区域内〔基地のこと〕におけるアメリカ合衆国軍隊及びその構成員等の行動、生活等の平穩を保護するため右施設又は区域〔基地〕で、入ることを禁止した場所に対する、正当な理由のない立入又は不退出を処罰するものですが、これに対応する〔米軍人と家族、米軍人関係者でない一般日本

国民に適用する] 一般刑罰法規としては、軽犯罪法第1条第32号にある正当な理由なく立入禁止の場所等に入った者に対する処罰規定を見出すことができます、従って刑事特別法第2条は右に述べた軽犯罪法の規定と「米軍を守る」特別な法律と、「一般国民に適用される」一般の法律の関係にあるものと理解することができます。

こうして、両方の間の刑の軽重[軽さと重さ]を比べてみると、[日本国民などに適用される] 軽犯罪法は拘留又は科料(情状により刑を免除又は併科し得る。)を科すだけで終わりになるのに対し、「米軍を守る」刑事特別法第2条は1年以下の懲役又は2千円以下の罰金若しくは科料を科し得るのですから、後者「米軍を守る刑事特別法」においては前者「日本国民などに適用される軽犯罪法」にくらべて、より重い刑をもって臨んでいるのですが、この違いは法がアメリカ合衆国軍隊の施設又は区域[基地]内の平穩に関する法益[法律によって保護される利益]を特に重要と考え、一般国民の同種法益よりも一層厚く保護しようとする趣旨からきめられたものとみるべきです。

そこでもしこのアメリカ合衆国軍隊の駐留がわが国の憲法に何等抵触する[憲法にそむくこと]ものでないならば、右の差別的取扱は敢えて問題とするに足りないけれども、もしアメリカ合衆国軍隊の駐留がわが憲法の規定上許すべからざるものであるならば、「米軍を守る」刑事特別法第2条は国民に対して何等「なんら」の正当な理由なく軽犯罪法に規定された一般の場合よりも特に重い刑罰を以て臨む「刑罰を適用する」不当な規定となり、何人「どんな人も」も適正な手続によらなければ刑罰を科せられないと決めている憲法第31条及び右憲法の規定に違反する結果となるものといわざるを得ないのです。

そこで以下この点について検討を進めることとします。

日本国憲法はその第9条において、国家の政策の手段としての戦争、武力による威嚇又は武力の行使を永久に放棄しただけでなく、国家が

戦争を行う権利を一切認めず、且つその実質的裏付けとして陸海空軍その他の戦力を一切保持しないと規定しています。即ち同条は、自衛権を否定するものではありませんが、侵略的戦争は勿論のこと、自衛のための戦力を用いる戦争及び自衛のための戦力の保持をも許さないとするものであって、この規定は「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうに」

(憲法前文第1段)しようとするわが国民が、「恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想(国際連合憲章もその目標としている世界平和のための国際協力の理想)を深く自覚」した結果、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を維持しよう」(憲法前文第2段)とする、即ち戦争を国際平和団体に対する犯罪とし、その団体の国際警察軍による軍事的措置等、現実的にはいかに譲歩しても右のような国際平和団体を目ざしている国際連合の機関である安全保障理事会等の執る軍事的措置等を最低線としてこれによってわが国の安全と生存を維持しようとする決意に基くものであり、単に消極的に諸外国に対して、従来わが国の軍国主義的、侵略主義的政策についての反省の実を示そうとするだけに止まらず、正義と秩序を基調とする世界永遠の平和を実現するための先駆であろうとする高遠な理想と悲壮な決意を示すものといわなければなりません。従って憲法第9条の解釈は、このような憲法の理念を十分考慮した上で解釈されるべきであって、単に文言の形式的、概念的把握[具体性のない一般的・図式的な考え方]に止まってはならないばかりでなくアメリカ合衆国軍隊のわが国[日本国]への駐留は、平和条約が発効し連合国の占領軍が撤収した後の軍備なき真空状態からわが国[日本国]の安全と生存を維持するため必要であり、自衛上やむを得ないとする政策論によって左右されてはならないことは当然です。

そこでアメリカ合衆国軍隊の駐留と憲法第9条の関係を考察すると、前に記したようにわが国[日本国]が現実的にはその安全と生存の維持

を信託している国際連合の機関による勧告又は命令に基いて、わが国に対する武力攻撃を防禦するためにその軍隊を駐留させるということであればあるいは憲法第9条第2項前段によって禁止されている戦力の保持に該当しないかもしれせん。

けれども、アメリカ合衆国軍隊の場合には、わが国〔日本国〕に対する武力攻撃を防禦するためわが国〔日本国〕がアメリカ合衆国に対して軍隊の配備を要請し、アメリカ合衆国がこれを承諾した結果、極東における国際の平和と安全の維持及び外部からの武力攻撃に対するわが国

〔日本国〕の安全に寄与し、また、一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によって引き起されたわが国内における大規模な内乱、騒じょうの鎮圧を援助する目的でわが国内に駐留するものであり（日米「安全保障」と称する基地条約第1条）、わが国〔日本〕はアメリカ合衆国に対してこの目的に必要な国内の施設及び区域〔基地〕を提供しているのです（行政協定第2条第1項）。

従ってわが国に駐留するアメリカ合衆国軍隊はただ単にわが国〔日本〕に加えられる武力攻撃に対する防禦若しくは内乱等の鎮圧の援助にのみ使用されるものではなく、アメリカ合衆国が極東における国際の平和と安全の維持のために事態が武力攻撃に発展する場合であるとして、戦略上必要と判断した際にも当然日本区域外にその軍隊を出動し得るのであって、その際にはわが国が提供した国内の施設、区域〔基地〕はもちろんこのアメリカ合衆国軍隊の軍事行動のために使用されるわけであり、わが国〔日本〕が自国と直接関係のない武力紛争の渦中に巻き込まれ、戦争の惨禍がわが国に及ぶ虞（おそれ）は必ずしも絶無ではなく、従って日米「安全保障」と称する基地条約によってこのような危険をもたらす可能性を包蔵するアメリカ合衆国軍隊の駐留を許容したわが国〔日本〕政府の行為は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起きないようにすることを決意」した日本国

憲法の精神に悖（もと）る〔そむく〕のではないかという疑念も生ずるのです。

しかしながらこの点はさて置き、わが国が「安全保障」と称する基地条約において希望したところの、アメリカ合衆国軍隊が外部からの武力攻撃に対してわが国〔日本〕の安全に寄与するため使用される場合を考えて見ますと、わが国〔日本〕はアメリカ合衆国軍隊に対して指揮権、管理権を有しないことは勿論、日米「安全保障」と称する基地条約上アメリカ合衆国軍隊は外部からのわが国〔日本〕に対する武力攻撃を防禦すべき法的義務を負担するものでないから、たとえ外部からの武力攻撃が為された場合にわが国がその出動を要請しても、必ずしもそれが容れられることの法的保障は存在しないのですが、日米「安全保障」と称する基地条約締結の動機、交渉の過程、更にはわが国〔日本〕とアメリカ合衆国との政治上、経済上、軍事上の密接なる協力関係、共通の利害関係等を考慮すれば、そのような場合にアメリカ合衆国がわが国〔日本〕の要請に応じ、既にわが国〔日本〕防衛のため国内に駐留する軍隊を直ちに使用する現実的可能性は頗〔すこぶ〕る大きいものと思われるのです。そうしてこのことは行政協定第24条に「日本区域において敵対行為又は敵対行為の急迫した脅威が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府は、日本区域防衛のため必要な共同措置を執り、且つ安全保障条約第1条の目的を遂行するため、直ちに協議しなければならない。」と規定されていることを取り上げて十分推定できるところです。ところでこのような実質を有するアメリカ合衆国軍隊がわが国〔日本〕に駐留するのは、勿論アメリカ合衆国の一方的な意思決定に基くものではなく、前述のようにわが国〔日本〕政府の要請と、アメリカ合衆国政府の承諾という意思の合致があったからであって、従ってアメリカ合衆国軍隊の駐留は一面わが国〔日本〕政府の行為によるものということも言ってもかまわないのです。

たしかにアメリカ合衆国軍隊の駐留は、わが国〔日本〕の要請とそれに対する施設、区域〔基地〕の提供、費用の分担その他の協力があるからである。このようなことを実質的に考察するとき、わが国〔日本〕が外部からの武力攻撃に対する自衛に使用する目的でアメリカ合衆国軍隊の駐留を許容していることは、指揮権の有無〔あるかないか〕、アメリカ合衆国軍隊の出動義務の有無に拘らず、日本国憲法第9条第2項前段によって禁止されている陸海空軍その他の戦力の保持に該当するものといわざるを得ないし、結局わが国内に駐留するアメリカ合衆国軍隊は憲法上その存在を許すべからざるものといわざるを得ないのです。（下線は編集部）

もとより、「安全保障」と称する基地条約及び行政協定の存続する限り、わが国〔日本〕がアメリカ合衆国に対しその軍隊を駐留させ、これに必要な基地を提供したその施設等の平穩を保護しなければならない国際法上の義務を負担することは当然であるとしても、前記のようにアメリカ合衆国軍隊の駐留

が憲法第9条第2項前段に違反し許してはならないものである以上（下線は編集部）、アメリカ合衆国軍隊の施設又は区域〔基地〕内の平穩に関する法益〔法律によって保護される利益〕が一般国民の同種法益と同様の刑事上、民事上の保護を受けることは別に於て、特に後者〔一般国民〕以上の厚い保護を受ける合理的な理由は何も存在しないところですから、国民に対して軽犯罪法の規定よりも特に重い刑罰をもって臨む米軍を守る刑事特別法第2条の規定は、前に指摘したように何人も適正な手続によらなければ刑罰を科せられないと規定している憲法第31条に違反し無効なものといわなければなりません。

ですから、被告人等に対するそれぞれの訴えの事実は起訴状に明示された訴因としては罪とならないものですから、刑事訴訟法第336条により被告人等に対しいずれも無罪の言渡をすることとし、主文のとおり判決します。

裁判官 伊達秋雄 清水春三 松本一郎

読者の声

市の新会員です。基地撤去のために共に頑張りましょう！

日頃沖縄の基地をなくすために日夜ご奮闘なさっておることに敬意を表します。

先日5月25日の国会を包囲する集会に参加して来ました。この本は私達の俳句機関誌です。8月号は平和特集“ジュゴンが泣いている”も企画しています。俳句という小さな詩であります私達も自然を守り憲法を守るという運動にも力を注いでおります、又発行しましたらお送

りいたしますが、その前に6月号を送ります。ご一読下さいませ、機会がございましたら是非ご一緒に俳句を詠んで戴きましたら幸せです。これからは暑さが増してくる時季ですのでくれぐれもお体をご自愛の上ご活躍なさって下さいませ

署名送ります。

2019.6.15

せめてものカンパ応援です。

編集後記 発行が予定日より遅れました。本110号は、写真その他、編集が多彩になったと思っておりますが、いかがでしょうか。編集部には新しいアシスタントが加わってくれました。草の根運動は、渾身の力を込めて、辺野古新基地中止、普天間基地撤去を実現する最も確実な道すなわち、安倍政権を退陣に追い込み沖縄建白書を実現する野党連合政権樹立のため、300小選挙区の衆議院選挙で市民と野党が共闘することに力を注いでいます。政権に近づくことなくしては、全基地撤去の「基地条約を終了通告する政府」は絵に描いた餅に等しいからです。だからこそ沖縄基地引き取り運動などという真逆の方向への国民的議論ではなく、基地条約の可否についての国民的議論を起し草の根運動の全国組織化など全基地撤去への世論運動組織に全力を尽くしているのです。(H)